五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期　　間	令和七年五月十二日から令和八年五月十一日まで	
地　　域	長崎市	本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）
	間域五号）側端の一並びに含まれ二条第一項第一号に規定する道路（これらの道路の部分の区間及び接側する交差点。）の一方以外の側端の一並びに含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第